

豊根村障害者活躍推進計画

令和7年4月1日

機関名	豊根村
任命権者	豊根村長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
豊根村における障害者雇用に関する課題	<p>豊根村においては、平成30年度に障害者任免状況通報の内容について再点検を行ったところ、障害者の範囲は適正であった。実雇用率は令和6年度の報告で1.44%となっており、「法定雇用率」は未達成であるものの、「法定雇用障害者数」は達成している状況。令和6年度より会計年度任用職員の募集に障害者枠を設け採用活動を行っている。</p> <p>在籍している1名の職員については個別に対応しており、大きな問題は生じていないところだが、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：1.44% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年度末、人事記録やアンケート等を元に、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課人事担当者を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員に総務課人事担当者が相談の窓口であることを周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○人事担当者への相談のほか、毎年実施する人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する

	<ul style="list-style-type: none">・自力で通勤できることといった条件を設定する。・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>